



2021年1月8日

各 位

会 社 名 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 大 舘 宗 徳
(J A S D A Q ・ コード 6 6 2 8)
問 合 せ 先
役職・氏名 取 締 役 林 亨
電 話 番 号 0 6 - 6 7 4 7 - 9 1 7 0

(開示事項の経過) 第三者割当による第10回新株予約権、第11回新株予約権及び
第12回新株予約権発行発行(債務超過解消に向けた取り組み)
に関連する借入れの変更に関するお知らせ

当社は、2020年12月16日付「第三者割当による第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ(債務超過解消に向けた取り組み)」(以下「本件プレスリリース」といいます。)で公表したとおり、同日付の当社取締役会において、EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)(以下「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第三者割当による第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権(以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行並びに本新株予約権の買取契約を割当予定先との間で締結することを決議いたしました(以下、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」といいます。)、本資金調達に関連する2020年12月16日以降の借入れについて変更が生じたため、お知らせいたします。

記

1. 借入れの変更の背景、理由及び内容

当社は、12月中に支払いが必要となっている営業債務の弁済などの運転資金に充てるため、割当予定先の関連会社及びその他金融機関から、2020年12月16日以降同月中に、金400百万円規模の借入れ(以下「本件借入れ」といいます。)を実施する予定でしたが、割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社から、2020年12月中に金100百万円を借り入れるにとどまりました。これは、当社の状況及び市場環境に鑑みた結果、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社が2020年12月において貸付可能な上限額が最善の努力によっても100百万円であるとの判断に至ったことによるものです(EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社から当社に対して、貸付実行の具体的な判断基準は先方事情により開示されておられません)。2020年12月において、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社以外のその他金融機関の借入候補先とは、借入れに関する交渉を完了するには至りませんでした。

なお、2021年1月においても、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社は当社の状況及び市場環境を日々評価した上で、追加の貸付の可否を判断すると聞いております。また当社は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社以外の借入候補先にも、本新株予約権の発行(2021年1月27日)までに本件借入れとして合計金400百万円規模(上限)を実施するための交渉を続けておりますが、本新株予約権の発行までに追加の借入れが当該金額規模にて実施できない場合には、予定している運転資金の調達金額のうち、本件借入れでは調達でき

ない部分については、本新株予約権の行使によって調達することとなります。

2020年12月中の借入金により支払う予定であった各取引先には、不足分の支払い延期について資金状況を丁寧に説明しご容赦いただいております。本新株予約権の発行までに継続して借入の交渉を続けてまいります。追加の借入が実施できない場合には、通常の実行条件について出荷時での支払いを必要とするなどの変更要求や材料・製品の一部供給の停止等が発生することが予想されますが、2021年2月以降さらなる支払い延期の交渉を行う予定であります。

2. 本資金調達における資金の使途に関する変更

今後、本件借入れを EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社を含む割当予定先の関連会社及びその他の金融機関から追加で実施した場合には、当社が新株式の発行や当社が発行した新株予約権の行使等によって資金調達（新株式発行又は新株予約権の行使に係る金銭の払込みを受けることをいいます。）を行ったときには、その調達金額により期限前弁済をすることをその借入れの条件とすることとなる予定であるため、第10回新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、まず優先的に2020年12月16日以降本新株予約権の発行までに実施する予定の本件借入れに基づく借入合計金400百万円（上限）のうち、割当予定先の関連会社及びその他金融機関に対する弁済に充当する予定です。

本新株予約権の発行までに本件借入れが当該金額規模にて実施できない場合には、本資金調達における資金の使途には変更が生じることとなり、その場合は確定次第、お知らせいたします。

本資金調達による資金のその他の使途及び本資金調達の詳細については、2020年12月16日付「第三者割当による第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ（債務超過解消に向けた取り組み）」をご参照ください。

以上